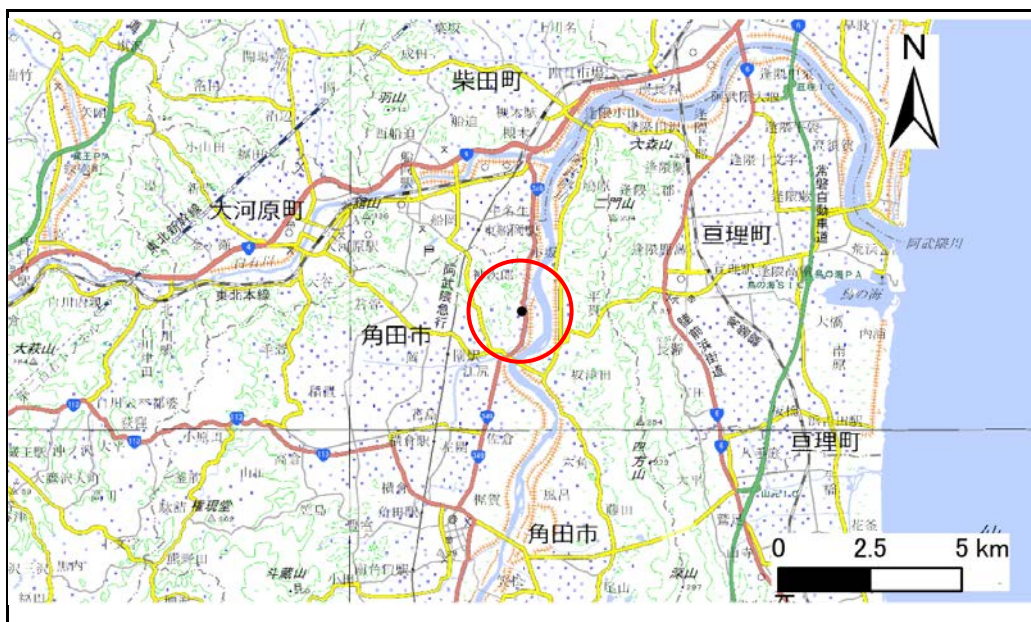


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0159
箇所名	谷津
所在地	角田市江尻字谷津、字巻向
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図2500及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1221号)」

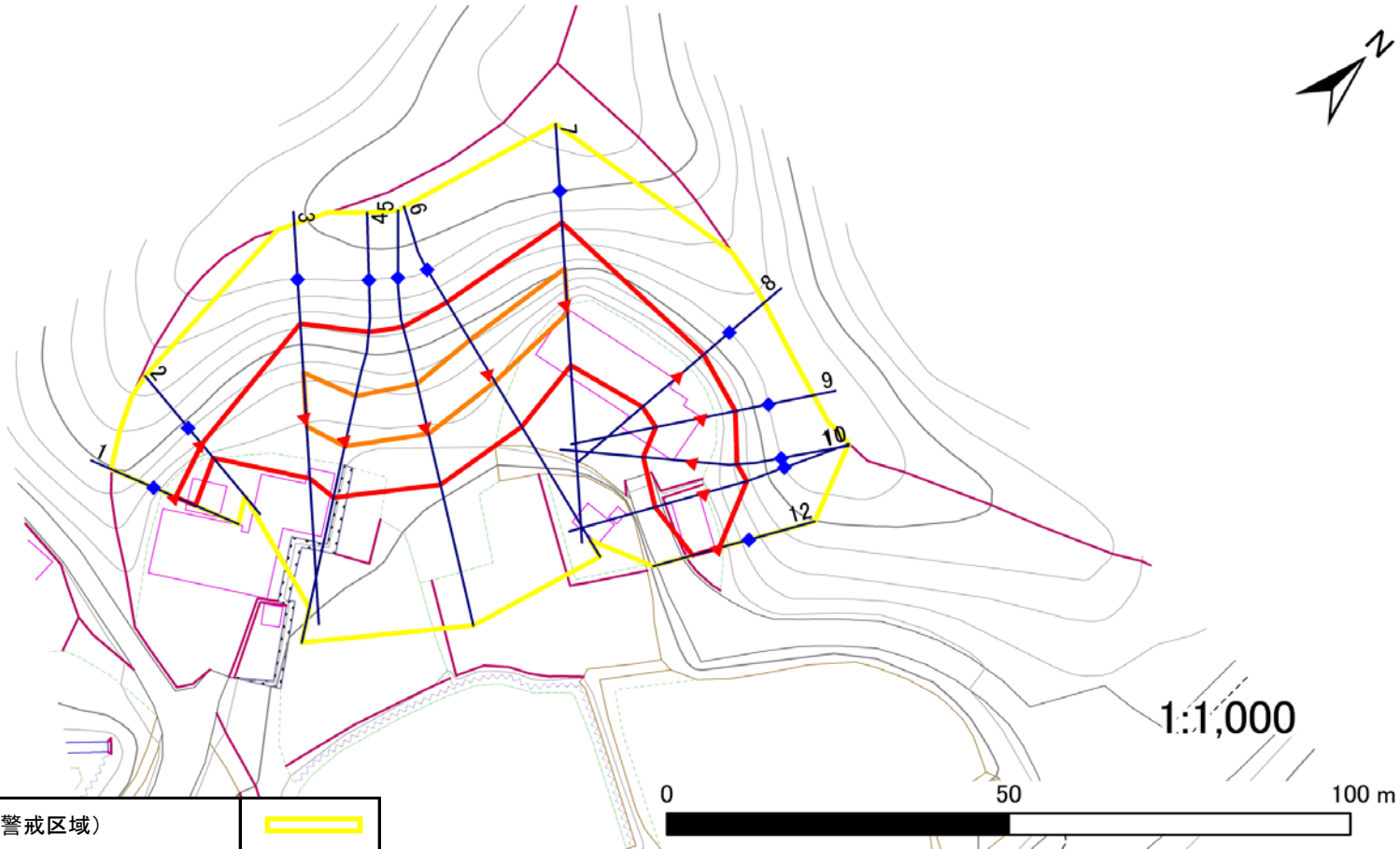
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0159	箇所名	谷津	所在地	角田市江尻字谷津、字巻向
---------	------	-----------	-----	----	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が 100kN/m^2 を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置		箇所番号		II-自-0159		箇所名		谷津		所在地		角田市江尻字谷津、字巻向					
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	40.33	1.00	-	-	11.88	2.35	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	11.88	2.35	~								
3 ~ 4	122.34	1.00	100.00	1.00	-	-	11.76	2.33	~								
4 ~ 5	118.05	1.00	100.00	1.00	-	-	11.21	2.22	~								
5 ~ 6	123.24	1.00	100.00	1.00	-	-	12.59	2.49	~								
6 ~ 7	123.24	1.00	100.00	1.00	-	-	13.59	2.69	~								
7 ~ 8	-	-	100.00	1.00	-	-	13.59	2.69	~								
8 ~ 9	-	-	89.75	1.00	-	-	9.79	1.94	~								
9 ~ 10	-	-	95.92	1.00	-	-	9.79	1.94	~								
10 ~ 11	-	-	98.16	1.00	-	-	11.60	2.30	~								
11 ~ 12	-	-	98.16	1.00	-	-	11.60	2.30	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								